

議会改革推進委員会会議録

令和8年5月18日

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員定数について

デジタル化の推進について（一般質問通告・議会手続）

今後の開催日程について

出席委員（6名）

委	員	長	大	川	裕	君
副	委	員	長	鈴木	敦子	君
委		員	楊	隆	子	君
委		員	武	松	忠	君
委		員	大	川	晋作	君
委		員	稲	永	朝美	君

議会局職員出席者

議	会	局	長	大	井	友	海
副		局	長	高	橋	洋	子
議	事	調	査	担	当	課	長
担		当	監	勝	又	光	一
議	事	調	査	係	長	室	伏
議	事	調	査	係	長	橋	本
主		査		星	崎	貴	之
主		査		李		冷	一
書		記		田	村	寧	子
				神	田	明	香

○委員長【大川 裕君】 それでは、ただいまより、議会改革推進委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和8年3月18日に引き続きまして、第7回目の委員会となります。

それでは、協議事項（1）検討項目についてに入る前に、まず、前回の委員会の内容を確認させていただきます。

参考資料1「前回の議会改革推進委員会について」を御覧ください。

はじめに、「検討項目について」の「1 議員定数について」は、次回継続協議することが決定しました。

次に、「3 無会派議員に対する対応について」は、「予算・決算特別委員会の参加については、本実施するものとして規定に定めるべき」とすることとし、「代表者会議における委員外議員としての発言については、現状維持とすべき」とすることが決定しました。

次に、「検討項目について」の「14 デジタル化の推進について」の以前に協議した際の結果などを書記から説明し、各会派に事前に話し合っていたための調査票を配付しました。

次に、中間答申について正副委員長案のとおりとすることが決定しました。

以上が前回の委員会の協議内容となります。

○委員長【大川 裕君】 それでは、協議事項の（1）検討項目についてに入ります。

検討項目についての「ア 議員定数について」を議題といたします。

この検討項目につきましては、前回の委員会において継続協議することとなっており、追加資料はございません。

会派届け出順に公明党楊委員から、会派にお持ち帰りいただいた結果、参考資料2に記載の内容への変更や、補足等も含め、御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 この話し合いが始まってから、会派でもずっとこう悩んで考えてまいりました。そして、住民の声もいろいろ聞いてきました。その結果、ここに書いてあることとちょっと違ってきてしまうのですけれども、令和元年のときの議員が27人で、今現在令和8年で、実際定数が27ですけれども、1人ちょっと残念なことに、

人口を議員の数で割るときに、令和元年が19万何人のところを27人で割った数と、今現在令和8年、毎年何百人から1000人近く、人が亡くなったり流出することが多くて減っている数。4月で18万4233人という数字をもとに、26人で割ったときの人数がやっぱり7000人になるっていうところから、本当、なんかすごく悩みましたけれども、人の数で考えたときに、私たち会派としては、26人定数でいくべきじゃないかという話し合いとなりました。

○委員【武松　忠君】　　　　　　　　　これまで誠和では、住民代表機能の維持と、執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化という項目に対して、意見の記載がなかったのですけれども、これまでの協議も踏まえて、ちゃんと書くべきだという意見がございまして、それで今回、追記させていただきました。

それから、平塚市との比較を人口で行って見たのですけれども、小田原市は平塚市よりも人口が7万人少ないにもかかわらず、定数は小田原市のほうが1名多いという逆転現象が起きております。結果として、小田原市のほうは議員配置は手厚くなっており、平塚市の議員は小田原の議員の1.4倍にあたる市民を担当している計算になります。ですが平塚市議会の住民代表機能がより劣っているとは思えないということが、理由として挙がりました。

○委員長【大川 裕君】 ありがとうございます。

続いて誠新、私のところですが、従前ですと、面積を考慮すると現状維持ですとか委員会の委員数は9名で統一できるという考えでありましたけれども、やはり今、誠和のお話にあったように、平塚市等々と比較するとですね、やはり人口に比しては多いということで、1減とすることが妥当ではないかという意見になります。平塚市の議員にも様々な聞いたわけですが、住民代表機能としての能力が劣っていったという感覚はないということでございますから、それぞれ議員が、これからしっかりと多様な意見を吸い上げることがを心がけながらやることが大事だなというふうに改めて感じておるところでございます。

以上です。

以上です。

まず、人口減のことはあるのですが、地域の面積や地域特性などを踏まえ、人口減少のみを理由に定数削減を行った場合、議員 1 人当たりが対応する地域や市民の範囲が広がり、きめ細やかな対応が難しくなる可能性があると考えます。

単に人口減少だけで判断することは良くないのではないかと思います。

私たちは市民の代表ですので、まず、議会は市民のものであるということを考えると、そういった声をもっと拾う時間が必要なのではないかと考えます。以上です。

えまして、なぜ現状の27名ではだめで、26名にしなければならないのかというような、明確な根拠は示されていなかったと思います。

明確な根拠がない中で、定数を減にするということは、主権者である市民にとって、不利益変更になりますので、その理由が示されていない以上、現状として私どもの会派は削減は有り得ないという見解です。以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「増やすべき・現状維持とすべき」とする会派が2会派、「減らすべき」とする会派が4会派でございました。

それでは、方向性を決定するための協議に入ります。

意見につきましては、過去の検討の際にも用いている、意見区分である「住民代表機能の維持」、「執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化」、「類似都市との比較による妥当性の区分」等から御発言をお願いいたします。

意見のある方は、挙手をお願いいたします。

○委員【稲永朝美君】 今、各会派からそれぞれ、御意見の表明がありまして、前回から意向が、現状維持から減に変わられている会派もあると思うのですけれども、やはり現状維持というのは、今27という定数は前回話し合って決めて適正ですので、維持ということに説明は必要ないと思うのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、減にするということは、増やすも含めてですね、増やすは民主主義という観点からは特に影響がないのですけれども、誠和の調査票にも書いてありますとおり、やはり住民代表機能や、執行部に対する監視機能・政策提言機能への影響は限定的ではあるけれども、あるということは、やはりマイナスの影響もあるということだと思いますので、それがあってもかかわらず、なぜ、27では駄目で26にしなければならないのかということが、先ほどの意見表明ですとか、この一覧表からは明確になっていないと思いますので、その点をぜひ、減という会派の皆さんからの御意見を伺いたいなというふうに思っております。

人口の話があったのですけれども、人口が前回減らしたときから減っているというようなお話だったかと思いますが。

小田原市が1971年に橋町と合併したときから、人口が、ピークは1999年かと思うのですけれども、人口が増えているにもかかわらず、議員定数は増やしていません。人口増のときも、ずっと減という形でやってきていると思います。なので、人口が減っているから減らすということにはなっていないというふうに思います。

○委員【武松 忠君】

住民代表機能の維持のところですが、27から26になるので数値的にはもう減るわけですから、ただそのことを言ったままで、機能的にどうこうまでは言及していないつもりです。実際に減るのですからということです。

あとは、議員定数のこれまでの減らし方ということも言及されましたけれども、これまで地方自治法の中で上限だけ決めて、それ以下に減らすという決め方がしばらくあって、十数年前かな、改正されて、今度独自で決められるような法体系に変わったと思うのです。ですから、それは十何年前、もっと前か、平成の合併のあたりにその辺が見直されて変わってきた経緯があるかと思うのです。今までずっと減らしてきたというのは、途中で法律が変わったりしているので、一概にそうは言えない部分があるのですけれど、数値的には減ってきているということが言えるかと思います。

減らす根拠の明示と言われてもですね。ただ、実は代表機能ということでは、そんなに厳しく考えていないと言ったら失礼ですけれども。県内同規模、例えば平塚市等、湘南6市等でよく議長同士で話し合うような機会がある中で話したりすると、やはり平塚市が、定数を減らして議会費も減らすということに、非常に力を注いでおられるということが分かりますので、減らした議会費等をですね、他にちゃんと使ったほうがいいのではないかと、市民の住民福祉の向上に使うべきではないかということもあるのではないかなというふうに思っております。

質疑に対して、説得するつもりはなく、こういう意見でまとまったということなので、なかなか明確な答えに窮するというのが、気持ちのところですね。すみません。

○委員【大川晋作君】

うちの会派もそうですけれども、人口減、そもそも議員の人数を限定するにあたって、やはりその人口によってということもあります。

会派の中でも分かれてしまうかもしれないのですけれども、やはりこれから先、人口減予算減となってくる中で、みんなの意見が吸い上げられないという話も先ほども稲永委員からありましたが、議員の身分という部分では、やはり議会改革の中では減をしていくべき。今は完璧な民主主義ではないと僕は考えております。減する中でしっかりと議員の仕事を確立するというところこそ、「進歩する民主主義」という中での議会改革かと。またそれに対しては行政改革が進んでいくべきであると思います。

武松委員からありました、平塚市もそうですけれども、その議会の予算にしても何にしても、自分たちをしっかりと、そういったところから切り詰めていく部分もあると思います。そういうところも含めて、今の現状の中でしっかりとやっていくべきである。やは

り人口減で改革をしていく中では、そういったことが必要ではないかと考えますので、以上の意見になります。

○委員【武松 忠君】 すみません、面積のことについて話をしなかった
ので。一応資料では、市の面積ということでまとめられてあったのですが、市街化面積で、私、計算し直してみたのですね。政令市を除く一般市で言うと、小田原市が一番県内では大きいのですけれども、そうすると、議員1人当たりの市街化区域の面積で言うと、大体1平方キロメートルぐらいなのですね。これは、秦野市も横須賀市も厚木市も、あと鎌倉市も、市街化面積に関すると大体1人当たり1平方キロメートルぐらいになっていて、ただ、藤沢市と平塚市については、1.2とか1.3平方キロメートルに1人というような数値になっていることが分かりました。

もちろん南足柄市とか伊勢原市とかは、面積に対して1人当たりがもっと少なくなっているというようなことがありますけれども、だから、かなり小田原市の現状の数値でも、なかなかいいところを面積的にも押さえているのではないかな。もちろん市の面積で言うと、調整区域等が多い、森林が多い小田原市の場合は全然多くなってしまうのでそこで比較してしまうと全然違うのですけれども、ただ市街化区域の面積で割ると、意外と均衡しているような数値が出てきて、その中でも、やはり藤沢市・平塚市は改革が進んでいるという認識を得られたということでございます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 うちの会派ですけれども、先ほどお話したとおり、やはり住民代表機能は議員を減らすことで、それを維持できないということはないと。平塚市、茅ヶ崎市等々、意見をいろいろお伺いした中では、やはり多様な意見を吸い上げるにおいて、自分たちが努力すべきことであって、それを議員としてちゃんと権能を発揮していくことが今後重要になってくると私は思っております。うちの会派としてはそういう意見でやってまいりました。

それから今、武松委員が面積要件を言いましたけれども、小田原市は114平方キロメートルぐらいあって、1人当たり大体4平方キロメートル以上の大きさがある。それを担保して市街化調整区域でお話をされてましたけれど、秦野市が3.いくつだったかと思いますが、そうしたこと、様々なことを考え合わせると、面積に対して議員の数は少ないのかもしれないけれども、やはりこれは効率的に物事を考えたときに、人口に対しての説明ができるような形にはしていかなければいけないかなというふうには思うところは

ただそれは、稲永委員と重視するところの観点が違うだけの話であって、それを説明することはなかなかできないのかなという、私たちはそういう思いで定数を減らすべきだと思っているということでございます。

○委員【稲永朝美君】 前回から考え方の違いというような形で、今回一覧表に、誠和には、代表機能の維持ですとか執行部に対する監視機能の政策提言機能の強化を入れていただいたのですが、この議会改革推進委員会を持っているということは、なぜこの場を持つかという、やはり各議員も違う民意を背負っていて、考え方が違うという前提のもと、議員定数というものを決める上で、より多くの人の合意を経た形で進めなければいけないということで、この協議、委員会があるのだというふうに私は認識しています。

ですので、こういったデメリットや懸念があるのではないか、それに対する解決策が示されない以上、自分たちはこの理由が案で減らしても良いと思うということでは、通らないというふうに思いますので、そこをぜひ、御説明いただきたいですし、もし御説明い

ただけないのでしたら、また再度そこは考えていただきたいなというふうに思います。

○委員【武松 忠君】 民主主義の話をされたのですが、私は、意見がそれ以上変わることがないのであれば、多数決すべきだというふうに思ってるのですね。それは、やはり、例えば1年も切ったその次の統一地方選に対して、早い段階で何人になりますというのを示すべきだと思うのです。そのためには、もし、例えば、この場で次のステップに進むようなことができるのであれば、多数決で本会議で決めるというのが、正しい民主主義のあり方ではないかというふうに思っていますし、早い段階でその人数を確定すべきだというふうに思っています。私の民主主義に対する考え方ですが、違う意見を相手が納得するまでやるというのは民主主義ではないというふうに思っています。

以上です。

○委員【大川晋作君】 私も、ずっと協議して、いろいろな方の意見を聞いてくる中で、自分なりに納得してやっていると思っております。各会派からいろいろな意見が出ていて、今、稲永委員からお話があった部分でいうと、実際のところ納得できないということもあったかと思うのですが、これはしっかりとみんなの意見を聞いて合意形成していく中で、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この議会改革をしていく中で、やはり議員定数というのは、私たちは減らしていくべきだということを主張しているわけであります。

いろいろな意見を聞く中で、自分たちもその中で合意形成していく中と思いますが、それをずっとというわけにはいかないと思いますので、最終的にどこかのところではしっかりと、この話を終結しなくてはいけないので、そのところの話をみんなでまとめるべきだと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 先ほど武松委員が申し上げたとおり、他会派を説得するような話ではないのですよね。いろいろな視点がある中で、何を大事に、重要に考えるかは、各会派で違うし、それで結論も変わってくるかと思うので、そういったことで、こういったやりとりというのは、今回若干時間をとりましたけれども、一定のところでは御理解いただければ良いかなと思うのですが。

○委員【稲永朝美君】 全然理解できなくてですね、私が納得させて欲しいとかそういうことではなくてですね、最初からもう別に良い、他の人たちに納得してもらわなくても、自分たちの主張で良い。多数決をとるということは、こういった違う意見

の人たちがきちっと、議論をして、合意形成をした上で最終的に決まらないから多数決をとるのであって、結局、先ほど言いましたけれども、議員定数の削減ということは、その多数決で決めたことに結局従うわけですね。最終的には。その中で、自分の代表がその意見を議論をする場に出ているから、その決定にも従えるというような、最終的に多数決で決まったことに従うという関係になるのですけれども。議員定数を減らしてしまうと、結局、自分の代表がこういった会議とかに出ていない場で決められたことに従う市民を増やすということになると思うのですよね。それを許容する、それをするという話だと思うのですね、この議員定数の議論というのは。それをこういう理由で、もう方向性を決めてしまっただけなのかと。まだ、その段階に至っていないと思うのですけれど、ということをお願いしているのですけれども。

○委員長【大川 裕君】 稲永委員にちょっと勘違いされているかもしれないけれども、この場で多数決で決めるわけではないですから。基本的には委員会として、両論併記の形で載せるという形で。

暫時休憩します。

午後 2時38分

休憩

午後 2時41分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開します。

○委員【稲永朝美君】 今、私の懸念点というところが皆さんに十分伝わっていないのかなというふうに思いましたので、その点、定数を27から26にしては、なぜ住民代表機能ですとか、執行部に対する機能監視等の部分で問題だと考えているのかということをお願いしたいなというふうに思います。

26名で、安野議員が亡くなられて欠員になって議会が運営されているのは、それは当然だと思うのですけれども。そういった理由で減ったりとか、誰かがお休みしたりということもあるかと思うのですけれども、それでも議会がそのまま運営されていくというのは、止まらないというのは当然のことだと思うのですけれども、そのことと、民主的に十分機能しているかということは、別だというふうに私は思うのです。市民の方の御意見からもそういった意見がないという会派もありますけれども、やはり安野議員がいなくなってしまっただけで声を届ける人がいなくて困るですとか、前は傍聴に行っていたけれど傍聴に行かなくなってしまったというふうな実際の声も、私はいただいているところであります。

客観的に1減するという事は、少なくとも1200人近い市民の民意が議会に代表されなくなるということだと思います。今27で、2023年、2019年と選挙をやっていますけれども、2023年の選挙で言いますと、27位は岩田議員ですね。日本共産党です。2019年は俵議員だったのですが、その時、国民民主党所属でした。例えば、この27名が今26名になってしまったら、その27番目の、たまたまこの政党に所属している議員でしたけれども、その声というのは、議会に反映されなくなりますね。国民民主党は、その時俵議員1名でしたので、1からゼロになってしまう。

今回、2023年の選挙ですと、日本共産党は岩田議員と北森議員が今2名いますけれども、それが1になってしまうということは、27から26で変わらないのだという、全体でいうと、そんなに変わらないのではないかとということですが、そういった観点で見ると、1からゼロ、2から1というのは、非常に大きいのではないかと、影響が大きいのではないかなというふうに思います。減らすということは、住民代表機能ですとか執行部に対する機能、政策提言機能というのは、強化する方向にはいかないですよ。維持強化という方向より、減っていく影響があると思うのですが、その影響を上回って、でも26にしなければいけないのだという理由がない限りは、私はその選択は、民主主義的観点から避けるべきだというふうに思うのですが、いかがですか、というところです。

○委員【武松 忠君】 政党の御都合を言われてもですね、答えに窮するのですが。これは、私のように無所属だと、票の割り振りなんてのはできないわけです。政党で複数出られているところは、ちゃんと振り分ければ良い話であって、そういった都合をですね、1馬力で頑張っている無所属の議員というのは、もっと真剣にやっているわけですよ。それを、少数意見を減らすということにつながるというのを、少数政党なり、複数配しているところの意見が減るからというのは、ちょっと話が違うのではないかなというふうに思います。その意見には賛同しかねます。

今質疑していますが、議事進行を求めるものです。

○委員【稲永朝美君】 武松委員の多分に誤解があるようですので申し上げますけれども、たまたま今27位の議員が政党所属だったので、その例を出しただけであって、当然、無所属の議員も市議会議員ですので多いのですが、そういった新人ですとか、無所属ですとか、いわゆる地盤、看板がない委員が、自らを代表してくれる議員がいらないから立候補しようと、私もそういうふうに思って立候補したわけなのですが、そう思ったときに取らなければいけない票数が、結局定数を減らすと増えてしまうわ

けなのですよね。それはやはり被選挙権の行使にもハードルが上がりますし、直接民主主義というのが難しいから代議制民主主義をとっている中で、代表も少なくされて、なおかつ自分が出ることも難しくするということは、なぜそういう不利益を、主権者である市民が被らなければいけないのかというところの理由を説明していただけない限り、やはりこの定数削減というものを行ってはいけないのではないかと、というふうに私は考えるのですけれども、ということです。

なので、政党がどうこう、たまたま27位の方が政党所属だったので、そういうふうに申し上げただけです、というところです。

○委員長【大川 裕君】 それでは議事進行してよろしいですかね。それでは議員定数については、これ以上協議を進めても。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員【稲永朝美君】 今これ以上協議しても結論が出ないのであれば、協議はここで一旦ストップして良いかと思うのですけれども、やはりこの委員だけで話していても、もうなかなか何が良いのか悩ましいというところだと思いますので、ぜひ専門的知見の活用等をしていただいて、または市民の皆さんの意見を聞いて、それから再度考えるというのはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時50分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開をいたします。議事進行という形でよろしいですかね。

異議がある方。

〔委員挙手〕

○委員長【大川 裕君】 異議のない方。

〔委員挙手〕

○委員長【大川 裕君】 「異議なし」が多数でございますので、それでは進めさせていただきたいと思います。

議員定数については、これ以上協議を進めても御意見の統一は・・・

〔「委員長、動議」と呼ぶ者あり〕

○委員【稲永朝美君】 ただいまの議事進行は、大変、私としては認められませんので、委員長不信任動議を出したいと思います。

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩いたします。再開は3時ちょうどにいたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時0分 再開

○委員長【大川 裕君】 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、委員長不信任の動議がありましたので、進行を副委員長にお願いしたいと思います。

○副委員長【鈴木敦子君】 それでは、ただいま稲永委員から、委員長不信任の動議がありましたので、私が委員長の職務を代行いたします。

大川裕委員には、委員会条例第16条の規定に基づき、御退席願います。

〔大川裕委員退席〕

○副委員長【鈴木敦子君】 それでは、委員長の不信任についてを議題といたします。

お諮りいたします。大川裕委員の委員長不信任に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長【鈴木敦子君】 賛成少数であります。

よって委員長不信任案は否決されました。

大川裕委員に、出席していただきます。

〔大川裕委員入室〕

○副委員長【鈴木敦子君】 大川裕委員に申し上げます。

ただいまお諮りいたしましたところ、委員長の不信任は否決されましたので、御承知願います。

委員長に戻します。

○委員長【大川 裕君】 それでは、議員定数については、これ以上協議を進めても、意見の統一は見込めないことから、本日をもって、議会改革推進委員会としての協議を終結し、複数の意見、「増やすべき」「現状維持とすべき」とする会派が2会派、「減らすべき」とする会派が4会派と、この現状のまま答申することといたしたいと思い

ますが、いかがでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 では、挙手の採決に移りたいと思います。採決をさせていただきますと思いますが、よろしいですね。

それでは、この現状のまま答申することといたしたいと思います。了とする人は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、賛成多数ということでございますから、ただいまの決定に基づきまして、この項目についての議員定数につきましては、「増やすべき」「現状維持とすべき」とする会派が2会派、「減らすべき」とする会派が4会派と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についての、ア 議員定数についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、イ デジタル化の推進について（一般質問通告・議会手続）を議題といたします。

前回の本委員会で各会派に調査票を配布した結果を取りまとめた一覧表を、委員の皆様事前に配付させていただいております。

つきましては、書記に資料の説明をさせ、資料に対する質疑を行った後に、協議をしてまいります。その際、改めて各会派から考え方を発表いただきたいと思いますと思いますが、事前に「一覧表」を確認していただいた結果、「一覧表」に記載の考え方を変更されたいという場合は、その旨を発表していただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

「資料1、調査結果のとりまとめ一覧表」を御覧ください。

前回の本委員会で、各会派に調査票を配布しましたが、その調査結果をとりまとめた一覧表になります。

各会派の御意見につきましては、この後、発表をお願いしたいと存じますが、まずは

集計結果を御報告いたします。

表の一番下の「集計」欄を御覧ください。

表の左側になります「一般質問通告等について」、こちらは一般質問の仮通告、本通告につきましては、一般質問、議案関連質疑、代表質問と個人質問になります。

一般質問通告等については、発言通告書をデジタル化に即した書式に見直し、原則、ラインワークスにデータでの提出とするという「データでの提出」が3会派、「その他」の「書面提出とデータ提出を併用する」ものが3会派となっています。

表の右側になります「議会手続について」は、押印不要の届け出については、原則、ラインワークスにデータでの提出とするという「データでの提出」が3会派、「その他」の「書面提出とデータ提出を併用する」ものが3会派となっています。

次に、2枚目になりますが、無会派議員2名から御意見をいただきましたので、表のとおり記載しております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

○議事調査担当課長【勝又光一君】 一般質問の通告の協議に入る前に、状況を含めて補足させていただきたいと存じます。

まず、一般質問の通告につきましては、通告書を議員が議会局に持参提出していただいています。そして、その提出順に基づき通告順位としておりまして、ただ、受付開始時に複数の議員から提出があった場合、こちらは抽選を行っております。

一方で、仮通告、こちらは紙の持参またはラインワークスによる提出をしているものでございます。

また、一般質問の通告順位につきましては、現状のこのやり方を継続することが、先の議会運営委員会ですでに決定しているところでございます。

そのため、議会局といたしましては、データ提出と紙による提出が混在した場合においては、通告順位を判断することに、一定の課題があると捉えております。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は、挙手願います。

○副委員長【鈴木敦子君】 ただいまのお話ですと、議運では、一般質問通告順の決定方法については現状どおりということになったということですね。

そして、2種類の出し方になると、その通告順を決めるに当たりまして、課題が生じる。私たち会派は、書面とデータの併用というような意見を出しているのですが、今のお話ですと、どちらかといえば、事務的にはどちらかに統一したほうが良いという、データならばデータ、書面ならば書面、というふうに統一したほうが、どちらかといえば事務の質問順などに関しては、課題がなくなるという意識でよろしいのかと。

それから、例えば、データ提出の場合にハードルが高くなるという意見があるのですが、今はその書式が決まっていて、そこにはめ込む形で出さなければならないというような感覚があるのですが、例えば、ベタ打ちで、通告はフリーな形で、データならばどんな形でも良いとか、そういうことがもしあるならば、多分データでもその書面と変わらない形で出せるのではないかというふうに思うのですけども、その点はいかがでしょう。

○議事調査担当課長【勝又光一君】 提出に当たって、どちらかに統一したほうが良いというのは、それは確かなのですが、混在して絶対いけないというわけではないのですけれど、混在した場合には、一定の通告順位を判断するに整理が必要だというようなことで、発言させていただきました。

具体的に言うと、今、受付の8時半の時点は先着順でございますので、紙で、例えば5人の議員が8時半を待って提出されました、そうすると、5人が同時に提出したとなっていて、そこで抽選を行ってるわけでございます。ここにデータの人が来ると。データの人が、午前8時30分00秒に、ポンと入れば良いのですけど、仮に1秒、2秒遅れたら、その人は、その5人の後になります。この辺も含めて、また、期間中にデータと紙で提出があったときにも、その順位をどのように判断するか、もちろん途中なら可能かと思うのですが、今言いたいのは、8時半の時点で両方が来たら、これはちゃんと整理しないとイケないのではないかという、そういうような内容でございます。

データの提出の仕方につきましては、書式がありますので、仮にデータ提出ということになれば、その辺の方法は、一旦検討する必要があるかと捉えています。

以上です。

○副局長【高橋洋子君】 すみません。あともう1点、ちょっと補足しなければいけないというのが、仮通告と本通告でまた少し違ってまして、今、本通告は、例えば一般質問にしても、代表質問にしても個人質問にしてもということですが、それはともかく、仮通告は実態として、メールとかラインワークスとかで送っていただいているケースが実はあると。実害がないので、実際問題、実務としてそういうことが起こ

ていくべき改革だと思います。その中でも、やはり不慣れなところもあるので、そこは少し考慮すべき点だと思います。

今までのルールで言うと、やはり初日のルールとか、今武松委員が言われたような、2日目、3日目、4日目のルールもあるのですが、そこも含めて、やはりデジタルにした場合には、こういった形のルールにしたほうがいいよね、ということを含めて、通告に関しては、やり方というのが必要なのかなと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 その他ございますか。

○委員【稲永朝美君】 私どもの会派は、調査票には、その他としまして、現行の紙とラインワークスでの提出も可とするというふうにしたのですが、今、本通告に関しては、質問順の話も議論になっていましたけれども、それもあるのですが、やはりデータでの提出が難しいという方もいらっしゃるし、今後もそういった方がいらっしゃる可能性もあるので、そういったときに、それができないことによって、質問権にも関わる問題だと思いますので、それがちょっと手間取ってしまって、質問ができなくなってしまうということは、避けなければならないなというふうに思いますので、やはり現行の紙と加えてラインワークスも可能とする。課題については検討が必要ですが、そういった形で、配慮が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 その他ございますか。

○委員【楊 隆子君】 デジタル化は進めていくべきだと分かっているのですが、やはり不慣れな方もいらっしゃいますので、書面も併用できれば良いのではないかと、このように記載させていただきました。

でも、通告の出し順については、懸念があるとも思います。

○副委員長【鈴木敦子君】 先ほども質問しましたように、私どもの会派は、私以外もしかしたらデータで大丈夫なのかと思うのですが、様式にはめ込むみたいなのがなかなか難しいと思いましたので、先ほどのような質問をいたしました。データで出しやすくしていただけるのであれば、あと、例えばレクチャーを一回するですとか、そういった方向性で、いずれはデジタル化にしていったほうが多分良いのだろうとは思っています。ですので、もしこれがデータでの提出になってしまった場合は、不慣れな方に、例えばレクチャーをしていただくとか、そういった形で対応していただけるように要望いたします。

○委員長【大川 裕君】

その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】

御発言も尽きましたので、質疑等を終わります。

それでは、会派届出順に、公明党楊委員から、調査票に記載していただいておりますが、補足も含め、改めて、今御意見を伺った部分もありますけれども、改めて補足等ありましたら、いただければと思います。

○委員【楊 隆子君】

今、皆さんの意見を伺って、先ほど鈴木副委員長の話を伺って、レクチャーしたり、いろいろ打ち方とか教えていただいて、誰もができるように、できない人があまりいないかもしれないのですが、自分も教えてもらいながらやっているほうなので。みんなができるようになれば、本当はデジタル化が進んでいけばいいのかなと思いますけど。以上でございます。

○委員【武松 忠君】

誠和は、基本的にはデジタル化が目標なのですが、やはり他の委員が言われたように、いろいろな方がいて、例えば手書きのものをデジタルにするためにレクチャーしたり、能力を上げていくという労力を事務局が負うのと、手書きで書かれたものを事務局が手で打つのと、どちらが楽かというのは、後者のほうが楽なような気がするのですよね。いろいろな教育に時間と労力をかけるというのは、この人数の規模でやるのは大変だと思うので、取捨選択していただいてですね、能率の良いやり方をぜひ選択していただければというふうに思います。

○委員長【大川 裕君】

続きまして、うちの会派の場合はですね、先ほどから皆さんからいろいろな御意見がございまして、デジタル化できない方がおられるという、そういうところには配慮すべきであろうという話も分かるところですが、デジタルを入れたというのは、ある意味そういった部分を超えてですね、効率的に資料のやりとりですとかをやりましょうよということになっているかと思います。できない方はできないなりに、これからやっていく必要もあろうかと思うし、そうしなければいつまでたっても物事が変わらないというふうに思っています。テイクオーバーゾーンはもちろん必要かと思いますが、いずれにしてもデータでの提出が最終目標としても、今回様々な意見が皆さんから出ている中で、やはり整理を1回して、それから改めて協議をし直したほうが良いのかなというふうには思っているところです。以上です。

○委員【大川晋作君】

私も、いつも同じで、デジタルは推進すべきだと。これは、やはりいろいろなコストを考えたときにね、運営上、事務手続きにしても優位性

は絶対あるわけですよ。ただ、今いろいろ御意見を伺っていると、やはり何人かの方が、もしかしたらできないのかなという思いもあるので、そこをちょっと加味してね、これ段階的になるかもしれないですけど、でも、将来的にやはりデジタル化はしていくべき。もうA Iの時代になっていますので、やはりやっていくべきだと思います。

ですので、議会からもね、やはりそういった改革を進めていくべきで、ただ現状的には、そういった猶予というかね、特例もあれば良いのではないかと思います。以上です。

○副委員長【鈴木敦子君】 私どもの会派も、その他で書面提出・データ提出の併用ということで出させていただいております。理由は、稲永委員が言ったことと同じであります。先ほど意見で要望したこともあります。もし、データ提出ということになったら、ぜひ、そうできない方にもレクチャーしていただきたいとは思いますが、すぐに決めなくても良いのであれば、課題等を解決する、もしくはデータでの提出の仕方を先ほども言いましたけれども、ハードルを低くしていただく。あらゆる可能性を、もうちょっと話し合って決めていただくほうが良いのではないかと思います。以上です。

○委員【稲永朝美君】 先ほど少し発言をしましたが、やはり、特に本通告は質問権に関わる重要な手続きですので、提出方法がデータか紙かによって、その取扱いに差が生じないということが重要なことというふうに思います。

デジタル化の推進に当たっては、先ほど議会局の手間というような話もあったのですが、けれども、何より議会の権能を最大限発揮するという観点と、誰一人取り残さないという観点が重要かと思いますので、その点を重視して進めていけば良いと思います。以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

それでは、協議に入りますが、本件は、御協議いただく内容が複数にわたります。

つきましては、「一般質問通告等について」、「議会手続について」の各項目ごとに御協議いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、デジタル化の推進について、まずは「一般質問通告等について」、御意見のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 よろしいですか。先ほど様々御意見が言われてい

ますからね。はい、御意見もございませんので、これで終わります。

先ほど皆さんから様々に御意見をいただいて、課題等も見えてきた中で、1回整理をした中で、改めて出し直すという形で、次回の委員会に再度協議をするという形によろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、今回の本委員会で方向性を決定することとは厳しいと思います。

つきましては、正副委員長としては、方向性の決定を次回の本委員会に持ち越したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、次回の本委員会で方向性を決定するに当たりまして、必要となる追加の調査や資料等がございましたら、御意見をお願いします。

それでは、意見のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 先ほど私の方から申し上げましたけれども、1回整理をした中で、その資料をもって協議をしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、そういった資料を御用意させていただき、次回の本委員会におきまして方向性を決定することといたします。

続きまして、「議会手続について」、御意見等のある方は挙手を願います。

○委員【武松 忠君】 手続については、押印不要の届けについては、原則、ラインワークスでの提出ができるようにしていただければ、わざわざ来庁しなくて済むというようなこともありますので、そういったことも進めていただきたいというふうに思っています。ただ、持参いただくというのも、排除するわけではないということもあるかと思うので、併用という形になってしまうかもしれませんけれども。

御検討いただければというふうに思います。

○委員長【大川 裕君】 その他ございますか。

○委員【稲永朝美君】 議会手続につきましては、やはり迅速性とか確實

最終答申の作成に当たりましては、中間答申の内容に、3月18日開催の第6回委員会以降の協議内容を加えていきたいと考えております。

ここで、参考資料3を御覧いただきたいと存じます。

1枚目及び2枚目につきましては、委員長から議長経由で議会運営委員会に詳細協議を依頼した3項目、「一般質問通告の見直しについて」、「討論の見直しについて」、及び「質疑について」の回答が、3枚目及び4枚目につきましては、議会広報広聴常任委員会に詳細協議を依頼した項目、「市議会ホームページの充実について」の回答となります。

最終答申につきましては、議会運営委員会と議会広報広聴常任委員会で協議いただいた本内容を尊重し、この参考資料3の内容を盛り込みながら、次回の委員会で案をお示ししたいと考えております。

そして、次回第8回委員会につきましては、6月下旬頃、次々回の第9回委員会につきましては、7月中旬頃の予定をお願いしたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時31分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回第8回の開催については、6月22日月曜日の午後1時半からといたします。また、第9回については、7月14日の午後、時間については、また後日、御連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日の議題については、すべて終了いたしましたので、議会改革推進委員会を散会いたします。

午後 3時32分 散会

議会改革推進委員長 大 川 裕

議会改革推進委員会提出事項

令和 8 年 5 月 18 日（月）

午後 2 時 00 分

第 2 委員会室

1 協議事項

（１）検討項目について（資料 1、参考資料）

ア 議員定数について

イ デジタル化の推進について（一般質問通告・議会手続）

・各項目について協議いただく

（２）今後の開催日程について（参考資料）

・次回（第 8 回）及び第 9 回の開催日程について調整いただく